

# ○運動部部室使用規則

昭和40年7月1日 施行

本規則は、運動部部室の保全、施設・備品の管理に万全を期するため、これを定める。

(入室の資格)

**第1条** 本部室を使用できる部は、体育会本部において予め選考し、学生部の承認を得たものに限る。

(部室の管理)

**第2条** 部室の鍵は各部責任者に貸与し、責任者は部室の盗難予防、防災に留意、施錠等の責任を負うものとする。

(使用時間)

**第3条** 部室の使用時間は、原則として午前8時から午後7時までとする。

2 前項の時間を超過して使用する場合には、予め学生部に届け出、使用後は火気、施錠等について守衛室の点検を受けること。

(使用上の注意)

**第4条** 部室の使用に際し、部員は常に下記事項を厳守し、違反しないよう留意しなければならない。

(部室内)

(1) 各部室内は各部において清掃し、備品・用具等は常に整頓しておくこと。

(2) 各部室内の設備・備品を部室外に持ち出すことはできない。ただし、必要な場合は学生部の承認を得ること。

(3) 各部室内の壁に釘、その他により毀損、汚損を与えてはならない。

(4) 各部室内での飲酒は厳禁する。

(5) 指定の場所以外での喫煙、その他火器の使用を禁止する。

(共同場所)

(6) シャワー室・便所等の共同の器具は大切に取扱い、他に迷惑をかけないように注意すること。

(7) シャワー室への土足立入は禁止する。使用後は必ず止栓すること。

(清掃)

(8) 廊下及び部室、建物周囲の清掃は体育会本部の指示に従い、責任をもつて行なうこと。

(9) シャワー室・便所等の清掃は体育会本部の指示にしたがい、毎週2回以上行なうこと。

(費用負担)

**第5条** 部室の水道・電気代は、季節毎に基本使用量を定め大学で負担する。超過分については、各部において負担することとし、この支払については、体育会本部が責任をもつものとする。ただし、温水シャワーの使用期間は12月1日～3月31日までとし、ガス代は全額体育会本部が負担する。

2 トイレットペーパーは、必ず備え付けのものを使用すること。ただし、その費用は各部合同で負担すること。

(一般注意事項)

**第6条** 建物、その他の場所に貼紙、落書等をしてはならない。ただし、学生部の許可を得た掲示については、指示された場所に貼付すること。

2 部室、建物及び施設備品を毀損し、または備品などを滅失したときは、遅滞なく学生部に届け出て、その指示を受けること。

**第7条** 本規則に違反したときは、使用を禁止する。

附 則

本規則は、昭和40年7月1日より施行する。